

宣誓できる人

一方又は双方が性的マイノリティで、パートナーシップ関係にあり、次のすべてに当てはまるお二人

- (1)成年に達していること
- (2)少なくともどちらか一人が三原市民であること、または宣誓の日から14日以内に市内への転入を予定していること
- (3)配偶者（事実婚を含む）がいないこと
- (4)宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと
- (5)宣誓者同士が近親者でないこと（養子縁組を除く）

受けられるサービスについて

受領証・受領カードの提示により、一部の行政サービスを受けることが可能です。

三原市の行政サービス

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 市営住宅の入居 |
| 2 | 記念樹の贈呈 |
| 3 | 身体障害者等に対する軽自動車税減免 |
| 4 | ファーストマイホーム応援事業補助金 |
| 5 | 被災（り災）証明書の申請・交付 など |

広島県の行政サービス

- | | |
|---|--------------|
| 1 | 県営住宅の入居 |
| 2 | 県立病院の手術同意 など |

また、民間事業者においても受けられるサービスが広がっています。

各事業者にお問い合わせください。

三原市パートナーシップ宣誓制度 シンボルマーク



本市が、性的マイノリティの支援者（アライ・ALLY）として、性的マイノリティの方々をサポートするとともに、市民が性の多様性を理解し、人権が守られ、それぞれの生き方が尊重される社会をめざし、性の多様性を表す6色の色彩（レインボーカラー）と、広がる可能性の象徴としての「羽」、人権の「人の文字」をモチーフにデザインしています。

お気軽にお問い合わせください

〒723-8601
広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市生活環境部人権推進課

TEL 0848-67-6044
FAX 0848-64-4103
MAIL jinken@city.mihara.hiroshima.jp

三原市 パートナーシップ 宣誓制度 パンフレット



三原市は、多様性のある生き方を応援します。

パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ関係にあるお二人が市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓し、市が宣誓した事実を証明する受領証・受領カードを交付するものです。

婚姻制度と異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

このパートナーシップ宣誓制度は、宣言されたお二人の関係を市として尊重し、応援するものです。

性的マイノリティとは

性的指向、性自認、その他性のあり方について少数派であると認められる場合をいいます。

特に「LGBTQ+」は性的マイノリティの総称のひとつとしてよく使われます。

全ての人が持つ性的指向・性自認を表す言葉は「SOGI (ソジ)」といます。

エルジーピーティーキュープラス

LGBTQ+とは

L	レズビアン	女性を好きになる女性
G	ゲイ	男性を好きになる男性
B	バイセクシュアル	男女どちらも好きになる人
T	トランスジェンダー	心と体の性が一致しない人
Q	クエスチョニングなど	自分の性的指向や性自認が分からない人
+	プラス	さらに多様な性があるという意味

手続きの流れ

宣誓日時の事前予約

<1週間前まで>

電話、メール、電子申請で
事前にご来庁の予約をお願いします。

必要書類の提出

必要書類をご持参、またはご郵送ください。
(電子申請からの場合省略可)

必要書類の確認、本人確認

要件を満たしているかどうか、
必要書類等の内容確認をいたします。

宣誓書へ署名

要件を満たしている場合、ご来庁いただき
お二人で宣誓書に署名をお願いします。

受領証・ 受領カードの交付

必要書類

- 住民票の写し
- 現に婚姻していないことを示す書類
(戸籍抄本・独身証明書など)
- 本人確認書類
(運転免許証・マイナンバーカードなど)
- その他市長が必要と認めるもの

受領証・受領カード (イメージ)

受領証 (A4サイズ) 受領カード (表・裏)

受領証・受領カードに記入するお名前には
通称名をご使用いただけます。

その他パートナーシップ宣誓制度の詳細
はこちらをご覧ください。



三原市 パートナーシップ宣誓制度



[https://
www.city.mihara.hiroshima.jp/
soshiki/22/130706.html](https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/22/130706.html)